

平成31年4月1日 策定

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- 一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気を持って行動できる人として育てることを重視します。
- すべての生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- 生徒が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、県、市町、県・市町教育委員会、学校、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義

- 「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

- 教員は、ふるさと教育や偉人の生き方に学ぶことを通して、人として大切なことを教えるとともに、芸術やスポーツ等も含め、生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、生徒同士がお互いの良いところを認め合う人間力を高めます。
- 教員は、発達障害のある生徒がいじめを受けることがあるため、障害への理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う教育を進めます。
- 学校長は、人権教育全体計画に基づき、計画的・系統的な人権教育を進め、その指導内容や指導方法の工夫・改善に努めながら、生徒が生命や人権を大切にする心を育てます。
- 学校長は、集団宿泊体験や職場体験、ボランティア体験等を通して同世代だけでなく、大人や障害のある人などとの心の触れ合いの機会を設け、生徒が共に活動することに喜びや感動を得られる教育を進めます。
- 学校長は、道徳教育を推進し、生徒に対して、生活のために必要な習慣や態度を身につけさせることに努め、人との関わり、人間としての在り方や生き方に関する認識を深めさせ、生徒が自分の目標に向かってやり抜くためのたくましさ育てるとともに、思いやりや助け合いの心に従って行動できる力を育てます。

(2) いじめの未然防止

- 教員はすべての生徒にとって分かりやすい授業のあり方を常に研究し、生徒が楽しく学べる教育に努めます。
- 教員は、いじめの背景には、過度の競争意識や勉強・友人等に係るストレスが存在することから、生徒の悩みや不安に耳を傾けながら、ストレスに適切に対処できるよう支援します。
- 学校長は、規律や秩序の確立を通して、生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えるとともに、集団の中で不安を感じることがないように、生徒の心の居場所をつくることに心掛けます。

- 学校長は、学級（ホームルーム）活動や生徒会活動等を活用して、生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取り組みを推進します。
- 学校長は、「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。
- 学校長は、生徒が、自分でインターネットの利用について考えるための指導や、家庭でのインターネット利用に関するルールづくりの働きかけを行い、生徒や保護者がインターネットの危険性や注意点等について共に考える機会を設けるなど、インターネット上のいじめ予防に向けた啓発に努めます。
- 県・市町教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、情報モラルに関する教育を推進し、教員の研修の充実を図ります。
- 県・市町教育委員会は学校の管理職や生徒指導関係教員、教育相談等に携わる外部人材を対象とした研修会や事例検討会を定期的で開催し、いじめ問題について正しい理解を図り、いじめの防止等のための資質能力の向上を図ります。
- 県教育委員会は、専任的に生徒指導に取り組む教職員や、特別な支援を必要とする生徒に対する学習支援を行う教職員の配置を推進します。

(3) いじめの早期発見

- 教員は、いじめは見えにくい形で行われることが多いため、いじめを見逃したり見逃したりしないよう生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、早期にいじめを発見するよう努めます。
- 学校長は、いじめの被害と加害および他の生徒のいじめ行為の状況について生徒自らがチェックするシステムを継続的に実施するとともに、生徒を対象とした生活アンケート調査や個別面談等を定期的かつ計画的に実施して、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。
- より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTA や地域の関係団体との連携を促進し、情報を共有するなど、学校長が主体となって、家庭や地域と組織的に連携する体制を構築します。
- 県・市町教育委員会は、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等を効果的に学校・市町等に配置し、生徒が悩みや不安をいつでも気軽に相談できる体制を整えます。
- 県・市町教育委員会は、電話・面接による教育相談の機会など、多様な相談窓口を確保し、生徒や保護者の利用を促進します。

(4) いじめの早期対応

- 教員は、いじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合には、いじめられた生徒の立場に立って適切に対応するとともに、特定の教職員で抱え込むことなく速やかに情報を共有します。
- 学校長は、いじめの事実を確認した場合は、強いリーダーシップを発揮し、速やかに「いじめ対応サポート班」を組織して当該事案への対応策を協議し、個別面談や情報収集等の役割分担を決めてチームで対応します。
- 学校長は、直ちに、いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで適切な指導を行います。
- 学校長は、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなものが含まれることがあるため、これらについては、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとります。
- 県・市町教育委員会および学校長は、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家や、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、市町の民生児童委員等との連携を進めます。
- 県・市町教育委員会が、いじめに関する相談を受けた場合は、被害生徒が在籍する学校長に迅速な対応を求めるとともに、必要に応じて、警察や児童相談所等と連携して適切な措置をとります。
- 県・市町教育委員会が、学校長からいじめの報告を受けた場合は、学校に対し必要な支援を行うとともに、必要な措置を講ずることを指示し、自らが必要な調査を行います。

(5) いじめによる重大事態への対処

- 学校長は、いじめにより「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や、

- 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等の重大事態が発生した場合、直ちに、県・市町教育委員会へ報告するとともに、「いじめ対策委員会」において、いじめ事案の実体等を調査します。
- 県・市町教育委員会は、学校長からの報告を受け、事態発生について地方公共団体の長へ報告するとともに、市町教育委員会は、県教育委員会へ報告します。
 - いじめにより「生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合」、県・市町教育委員会は、速やかに「いじめ調査委員会」に対して、当該重大事態に係る事実関係の調査・検証を求め、必要な措置を講じます。
 - 県・市町教育委員会は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分に配慮しながら、情報を適切に提供します。
 - 県・市町教育委員会は、調査結果について地方公共団体の長に報告するとともに、市町教育委員会は、県教育委員会へ報告します。
 - 県・市町教育委員会は、調査に基づき、必要と認める場合には、専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の人的体制の強化、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーターなど外部専門家の追加配置等を行います。
 - 重大事態に係る調査結果の報告を受けた地方公共団体の長は、必要があると認める場合は、首長部局に「いじめ再調査委員会」を設けて再調査を行います。
 - 地方公共団体の長、県・市町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限および責任において、当該調査に係る重大事態への対処または同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

4 いじめの防止等のための組織の設置および関係機関との連携

(1) いじめ防止等のための組織の設置等

- 学校長は、いじめの防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うため、生徒指導主事、学年主任等の教職員およびスクールカウンセラー等の専門的な知識を有する者、PTA等の関係者で構成する「いじめ対策委員会」を常設し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応についての指導方策を定期的に協議します。
- 県教育委員会は、いじめの実体やいじめ防止等に関する学校での取扱状況等、いじめ問題の全県的な状況を定期的に調査・検証し、その成果の普及を図ります。
- 県教育委員会は、いじめ防止等に関する機関および団体の連携を図るため、県・市町教育委員会、校長会、私立中学高等学校協会、PTA、子ども会、県警察、児童相談所、地方法務局等の役職員、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者、学識経験者等で構成する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの発生状況等を共有しながら、いじめの未然防止や早期発見・早期対応のための有効ないじめ対策について定期的に協議します。
- 県教育委員会は、発生した重大事態に対処するため、弁護士、児童心理に関する専門的な知識を有する者等で構成する「いじめ調査専門員会」を設置し、質問票の使用その他適切な方法により、事実関係を調査・検証します。
- 地方公共団体の長は、必要があると認める場合は、県教育委員会が行う調査結果について、弁護士、児童心理に関する専門的な知識を有する者等で構成する「いじめ再調査委員会」を設置し、事実関係を再調査・検証します。

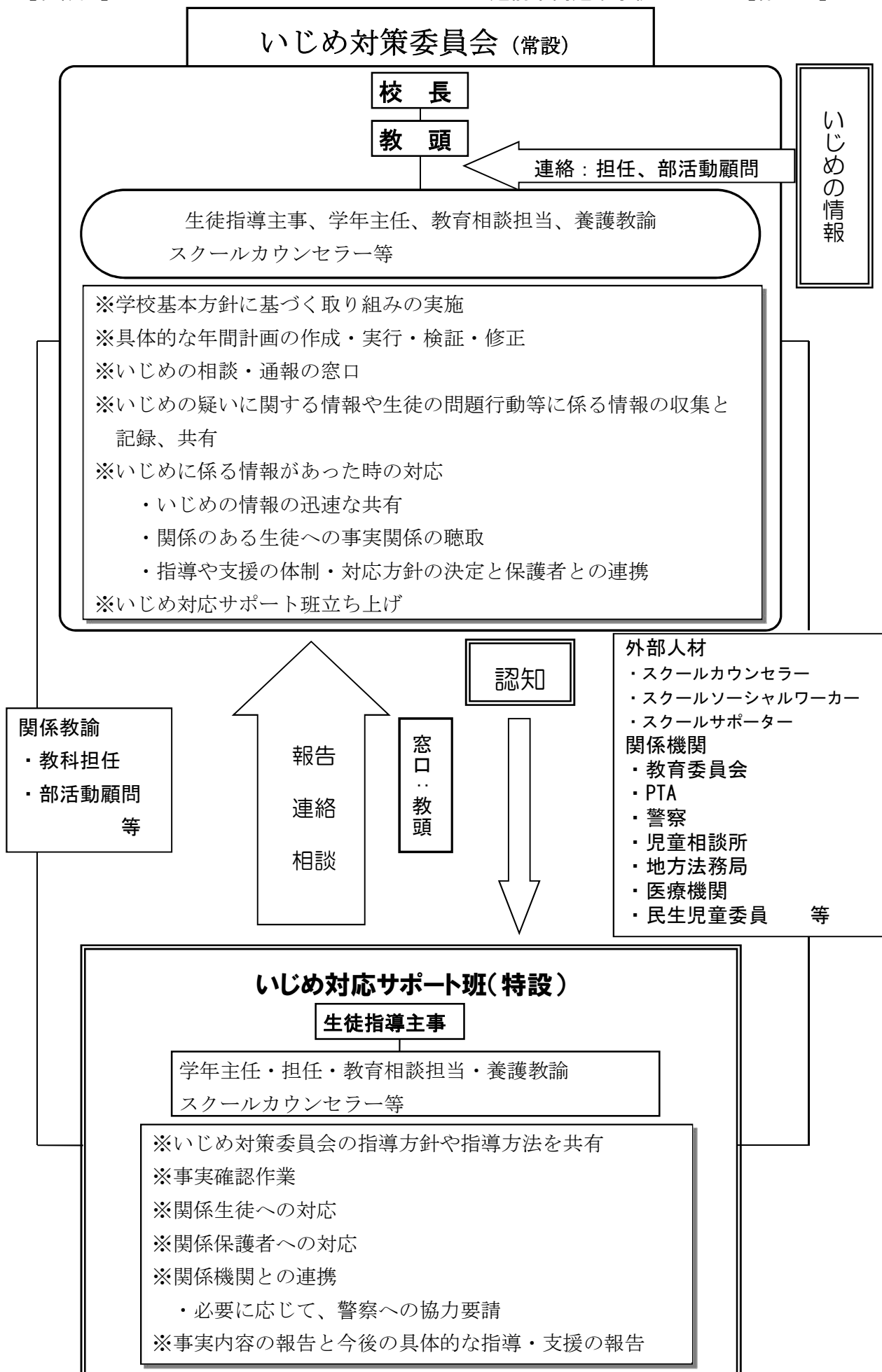
(2) 家庭、地域、関係機関との連携

- 学校長は、いじめの問題について、PTAや地域の関係団体等と協議する機会を設け家庭や地域と連携したいじめ対策を推進します。
- 学校長は、警察や児童相談所との円滑な連携を図るため、関係機関等との情報交換を緊密に進めます。

(3) 学校相互間の連携協力

- 学校長は、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、適切な支援や指導・助言を行うことができるようにするため、日ごろから学校相互間の連携協力体制を整備します。

(4) 組織図 【様式2】



	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
4 月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ↓ 学校HP等 ・基本方針公開	いじめの自己チェック 1年間継続		
	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応	インターネット通信の利用ガイド ・全校生徒対象に指導 ・情報モラルや正しいコミュニケーションの指導		
5 月	いじめ対策委員会 ・毎月のアンケート調査等をもとに、定期的に状況把握	家庭訪問週間		
	校内研修 ・道徳教育 ・人権教育 1年間全体の道徳教育・人権教育の計画作成確認	宿泊研修 ・集団生活の規律学習 ・学級づくり	校外学習 ・集団生活の規律学習 ・自主的活動	修学旅行 ・自主的計画 ・コミュニケーション活動
6 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導	教育相談週間		
	授業研究 ・道徳の授業で全体研修教育	いじめ撲滅集会の開催（生徒会本部）		
		アンケート調査 → 報告 ※報告様式提示		

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
7月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>保護者会 ・情報収集</p>	<p>いじめの自己チェック</p> <p>学校祭計画 ・体育祭、文化祭の計画 ・自主的な計画や運営</p> <p>ひまわり教室（非行防止教室：全校生徒対象）</p>		
8月	<p>いじめ対策委員会 ・1学期の取組を振り返る ・2学期に向けての課題確認 職員会議 ・課題の確認</p>	<p>地域交流活動 ・ボランティア活動に参加 ・職場体験学習（2年生） 働くことの意義の学習と勤労体験</p> <p>小中連携事業：情報交換会</p>		
9月	<p>情報発信 ・2学期の取組みを指導部だよりで発信</p> <p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p>	<p>学校祭 ・体育祭、文化祭で絆を強める</p> <p>情報モラルの学習会 ・情報モラルや正しいコミュニケーションについての学習</p>		

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
10月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p>	<p>いじめの自己チェック</p> <p>アンケート調査</p> <p>第2回いじめ撲滅集会の開催（生徒会本部）</p>		
11月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p>	<p>ボランティア活動 ・マラソン伴奏ボランティア参加</p> <p>教育相談週間</p> <p>インターネット10か条の状況調査(テスト期間)</p>		
12月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>保護者会 ・情報収集</p> <p>保護者へのアンケート ・学校評価</p>	<p>(人権週間) 人権集会, いじめ撲滅</p> <p>アンケート調査</p> <p>薬物乱用防止教室 (全校生徒対象)</p> <p>クリスマス集会 ・異学年との交流 ・自主的な運営</p>		

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
1 月	いじめ対策委員会 ・ 2学期の取組を振り返る ・ 2学期に向けての課題確認 職員会議 ・ 課題の確認	いじめの自己チェック		
		インターネット通信の利用ガイド ・ 情報モラルや正しいコミュニケーションの指導		
2 月	いじめ対策委員会 ・ 定期的に状況把握	新入生との交流会 ・ 部活動の見学や体験 ・ 施設見学 ・ 授業見学		
3 月	いじめ対策委員会 ・ 年度の振り返り ・ 新年度に向けて計画見直し 職員会議 ・ 課題確認 ・ 計画確認	アンケート調査		
	情報発信 ・ 1年間の取組みを指導部だよりで発信	3年生を送る会 卒業式：感謝の心 次の学年の自覚		
		年度末大掃除 ・ 学校への感謝 勤労奉仕活動		